

## 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について

## 1 根 拠

環境影響評価法（平成9年6月13日 法律第81号）

## 2 事業概要

- (1) 事業者の名称：市原火力発電合同会社
- (2) 事業の種類：火力発電所の設置（第1種事業）
- (3) 設置される発電所の原動力の種類：汽力（石炭）
- (4) 設置される発電所の出力：約100万キロワット
- (5) 事業実施想定区域及びその面積

所在地：市原市千種海岸1番地 他

面積：約199万平方メートル

## 3 関係地方公共団体（市町村）

市原市、千葉市、袖ヶ浦市

## 4 計画段階環境配慮書

送付：平成27年 9月10日（木）

公告：平成27年 9月11日（金）

縦覧：平成27年 9月11日（金）～10月13日（火）

市町村長意見提出期限 : 平成27年10月 6日（火）

⇒意見有り（市原市、千葉市、袖ヶ浦市）

住民等意見提出期限 : 平成27年10月13日（火）

知事意見提出期限 : 平成27年11月 9日（月）

経済産業大臣意見提出期限 : 平成27年12月 8日（火）

## 4 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（配慮書）

(1) 諮問、審議 : 平成27年 9月18日（金）

(2) 答申案審議 : 平成27年10月16日（金）